

市町村の要保護児童対策としてなされる専門職配置についての 交付税措置について

関東部会提出
説明担当 富津市

児童福祉法の改正（平成29年4月施行）により、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職を配置することが義務付けられるが、有資格者の確保など市町村の財政状況では大変厳しいものがあるため、交付税措置により財政的支援をされるよう要望する。